

四万十市事前復興まちづくり計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、四万十市事前復興まちづくり計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

四万十市事前復興まちづくり計画策定業務

(2) 目的

本市では、切迫する南海トラフ地震等の自然災害により、特に沿岸地域において津波による甚大な被害が想定されている。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、津波の影響に加え、軟弱地の液状化や家屋の倒壊が発生したほか、山間地でも道路の寸断により多くの集落が孤立することとなった。さらに、復旧・復興最中に襲った9月の豪雨災害により被災地は一層厳しい状況に直面している。

このような過去の自然災害では、復興計画の策定や住民との合意形成など、それらの調整等に多大な時間を要したことで復興が遅れ、まちの再建には多くの課題が浮き彫りとなった。

南海トラフ地震は、被害が広範囲に及ぶことが想定されており、国等からの十分な支援が期待できないなど、過去の大規模災害よりも復興への道のりが陰しくなる恐れもあることから、防災・減災対策と並行し、多様な災害リスクを考慮したうえで、被災後の復興まちづくりに向けて事前の準備を進めていくことが重要となっている。

このことから、東日本大震災をはじめとする自然災害を教訓として、令和4年3月に策定された「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」に基づき、被災後の復興を少しでも短縮するため、地域住民との協働により事前に復興後のまちづくりを検討し、住民が希望を持って住み続けることができる持続的な発展を可能にする「四万十市事前復興まちづくり計画」を策定するもの。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

ただし、当該仕様書は、委託者が委託成果品として最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容等を踏まえて委託料の範囲内で変更する場合がある。

※本事業は、都市防災総合推進事業（防災・安全）交付金を活用して実施することから、交付金が交付されない場合は契約を中止することがある。

(4) 業務場所

四万十市全域（主に津波浸水想定区域）

(5) 業務期間

契約締結の翌日から令和10年3月24日（金）まで

(6) 委託者

四万十市

(7) 提案上限額

年度	上限額
令和 7 年度	14,100,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
令和 8 年度	18,480,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
令和 9 年度	14,379,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
合計	46,959,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 令和 6・7 年度指名競争入札参加資格者名簿（市内業者）及び令和 6・7 年度指名競争入札参加資格者名簿（市外業者）の登録業者のうち、「土木関係建設コンサルタント（都市計画・地方計画）」に登録されている者。
- (3) 本件公告時に、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）または支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 見積額が上記提案上限額を超えない者。
- (7) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者。
- (8) 過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体発注の同種業務（※ 1）または類似業務（※ 2）を元請として受注した実績を有すること。
- (9) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者

技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とし、過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体発注の同種業務（※ 1）または類似業務（※ 2）の実績があること。

イ 照査技術者

技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。なお、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

ウ 担当技術者

資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。なお、担当技術者は照査技術者と同一の者が兼務することはできない。

担当技術者は、その分担する業務内容により、複数配置することを妨げない。その場合には、本件における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者 1 名を選任すること。なお、選任された 1 名を評価対象とする。

また、主たる担当技術者の本件公告翌月（令和 7 年 5 月 1 日）現在での手持ち業務量（本業務を含まず、特定後の未契約のもの及び落札決定通知（予定を含む）を受けているが未契約のものを含む）が 4 億円未満かつ 10 件未満である者。（手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務をいう。）

（※ 1）同種業務

自治体での復興又は事前復興まちづくり計画の策定に関する業務。

（※ 2）類似業務

総合計画や地域防災計画、立地適正化計画など、自治体での各種計画の策定に関する業務等で、単に計画の更新等に係る業務は含まない。

4 提出書類及び期限

(1) 提出書類

書類		様式	部数
① 参加表明書		様式 1	1 部
② 提案者情報書		様式 2	15 部
③ 業務実績書 （テクリスの業務カルテまたは契約書の写し、若しくは履行証明書（任意様式）を添付）		様式 3	
④ 業務実施体制図		様式 4	
⑤ 予定技術者経歴書 （管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者） ※資格証明書の写しを添付		様式 5 様式 6 様式 7	
⑥ 企画提案書	表紙（原本は 1 部で可）	様式 8	15 部
	実施方針	様式 9	
	実施手順	任意書式	
	業務工程表	任意書式	
	評価テーマ 1 ～ 3	様式 10 様式 11 様式 12	
⑦ 見積書		任意様式	1 部
⑧ 見積内訳書		任意様式	
⑨ 質問書		様式 13	

※必要書類は四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加表明書等の提出

提出書類：(1) 提出書類のうち①から⑤まで

提出期限：令和7年5月12日（月）午後5時

受付時間：閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

提出場所：下記14へ

提出方法：持参とする（郵送、電子メールの提出は認めない）

そ の 他：参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和7年5月22日（木）午後5時までに持参すること。

(3) 企画提案書の提出

提出書類：(1) 提出書類のうち⑥から⑧まで

対 象 者：本プロポーザルの企画提案資格を有する者として認められ、市から要請を受けた者

提出期限：令和7年5月27日（火）午後5時

受付時間：閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

提出場所：下記14へ

提出方法：持参とする（郵送、電子メールの提出は認めない）

5 企画提案書及び見積書について

(1) 企画提案書の書式等

ア 企画提案書の書式は、文字フォントをMS明朝体、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・縦型・横書きの印刷物で、「(2) 企画提案書留意事項」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。また、デザイン性を高める図やグラフ等の添付は可とする。

イ 本手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。

ウ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、表現を配慮すること。

(2) 企画提案書留意事項

	様式	页数	内容
実施方針	様式9	2頁以内	業務の実施に係る体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載
実施手順	任意様式	1頁以内 (A4用紙)	業務の手順、方法等を記載

業務 工程表	任意様式	1 頁以内 (A 4 また は A 3 用紙)	バーチャートを記載
評価 テーマ	様式 10 様式 11 様式 12	各テーマ 2 頁以内	1 本市の人口分布や歴史、文化などの地域特性や市街地や集落の立地状況などを考慮し、多様な災害リスクを踏まえた「独創性のある」事前復興まちづくり計画の必要性和方向性について
			2 地域住民との協働により、復興後のまちづくりを検討するため、住民意見の集約や合意形成等の手法やアイデアについて
			3 提案者が受注することによる本市へのメリットやアピールポイント、本市が抱える課題をプラスに変えるなどのアイデアや追加提案等について
見 積 書	任意様式	—	・会社名と代表者名の記載、代表者印の押印 ・提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額を記載 ・見積内訳書は項目、数量、単価、諸経費等を分類し記載

6 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (2) 提出期間終了後は、市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出書類の提出後、市の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は四万十市情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）に基づき、公開等を実施する場合がある。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合または開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 提案者から提出された従業員等の個人情報は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに使用することとし、他の用途には使用しない。なお、当該個人情報の取扱いは四万十市個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）に従う。

7 実施スケジュール

実施内容	実施期間
公告（四万十市公式ホームページ）	令和 7 年 4 月 24 日（木）
質問受付期限	令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 5 月 8 日（木）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時まで
プロポーザル参加者の決定	令和 7 年 5 月 19 日（月）
参加辞退届期限	令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時まで
企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和 7 年 6 月 3 日（火）予定
選定結果通知	令和 7 年 6 月上旬予定
契約締結	令和 7 年 6 月中旬予定

8 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式13）に必要事項を入のうえ、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。

(1) 受付期間

公告日から令和7年4月30日（水）午後5時まで

(2) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、四万十市公式ホームページで公表する。

なお、類似同様の質問についてはまとめて一つの回答とするほか、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

(3) 電子メールアドレス bousai@city.shimanto.lg.jp

9 評価方法

四万十市事前復興まちづくり計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、別表1 四万十市事前復興まちづくり計画策定業務に係る公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）に従い評価を行う。

(1) 参加資格審査（書類審査）

ア 確認手順

提出された参加表明書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

イ 結果通知

参加資格審査終了後は、速やかに参加表明者全員に審査結果を通知する。また、企画提案資格を有する者には、プロポーザル関係書類提出要請書を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(2) ヒアリング（プレゼンテーション）

実施日：令和7年6月3日（火）予定

実施場所：四万十市中村大橋通4-10 四万十市役所庁舎内会議室

出席者：配置予定の管理技術者と主たる担当技術者を含む5名以内

実施時間：30分以内（質疑応答10分程度含む）とする。

実施方法：企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、企画提案書を説明する際にパワーポイント等の利用は可とする。

評価方法：企画提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、別表1に定める評価基準に従い採点を行う。なお、評価合計点の最も高い提案者を契約候補者とし、次に評価合計点が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、評価合計点が満点の60%に満たない者は契約候補者及び次点順位者とししない。

その他：ヒアリング（プレゼンテーション）については、参加表明書の提出受付が早い者からの順とする。また、プレゼンテーションに使用するプロジェクタ

ーとスクリーンは市が準備する。

なお、企画提案をするものが1者のみの場合であっても、ヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。この場合、評価合計点が満点の60%に満たない場合は契約候補者とししない。

10 選定結果の通知

選定結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、四万十市公式ホームページにおいて公表する。

11 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、担当部署と契約締結に向けての協議を行う。そのなかで必要に応じて、契約候補者の企画提案に修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに企画提案資格を満たさないことを認めたとき、または契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

12 評価基準等

- (1) 委員会は、別表1に定める評価基準に基づき採点するものとする。
- (2) 採点は、審査委員（以下「評価者」という。）が行う。評価点は各評価者において100点を満点とし、評価合計点は評価者（最大8名）の評価点の合計とする。
- (3) 評価合計点の最も高い提案者を契約候補者として、次に評価合計点が高い提案者を次点順位者として選考する。
- (4) 評価合計点に同点の者があった場合は、「（企画提案）評価テーマに対する企画提案」の評価点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額がより安価である者を上位者とする。
- (5) 前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。
- (6) 評価は非公開により実施する。

13 その他

- (1) 参加者は、本要領等に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の企画提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を

委託する相手方を決定するものではない。

(5) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者。

イ 本件を公告した以後、委員または当該業務に関する者に接触を求めた者。

ウ 見積額が提案上限額を超える者。

エ 提出書類に虚偽の記載をしたと市が判断した場合。

14 担当部署

(1) 住 所：〒787 - 8501 高知県四万十市中村大橋通 4 -10

(2) 担 当 課：四万十市地震防災課（地震防災係）

(3) 電話番号：0880-35-2044（直通）

(4) F A X：0880-34-1148

(5) 電子メール：bousai@city.shimanto.lg.jp

別表 1 四万十市事前復興まちづくり計画策定業務に係る公募型プロポーザル評価基準
(技術資料)

評価項目				評価基準	配点	評価点
企業 の 業 務 実 績	同種・類似業務等 の受注実績			過去5年以内の事前復興まちづくり計画の策定 業務等の受注実績について、以下のいずれかで評 価する。 ■ 同種の業務実績が2例以上ある(5点) ■ 同種の業務実績が1例以上ある(3点) ■ 類似の業務実績がある(1点)	5	
	管理・担当技術者の技術力と実施体制	管理技術者	資格要件	技術者の資格その専門 分野の内容 管理技術者の取得資格について、以下で評価する。 ■ 技術士(都市及び地方計画)を有する(5点) ■ RCCM(上記部門に該当するもの)を有する(3点)	5	
専門技術力			復興計画・都市計画部門 従事期間 復興計画・都市計画部門に従事した期間について、 以下のいずれかで評価する。 ■ 従事期間が10年以上(5点) ■ 従事期間が5年以上(3点) ■ 従事期間が1年以上(1点)	5		
			同種・類似業務の実績 過去5年以内の同種・類似業務実績について、以下 のいずれかで評価する。 ■ 同種の業務実績が2例以上ある(5点) ■ 同種の業務実績が1例以上ある(3点) ■ 類似の業務実績がある(1点)	5		
主たる担当技術者		資格要件	技術者の資格その専門 分野の内容 担当技術者の取得資格について、以下で評価する。 ■ 技術士(都市及び地方計画)を有する(5点) ■ RCCM(上記部門に該当するもの)を有する(3点) ■ 上記資格を有しない(1点)	5		
		専門技術力	復興計画・都市計画部門 従事期間 復興計画・都市計画部門に従事した期間について、 以下のいずれかで評価する。 ■ 従事期間が10年以上(5点) ■ 従事期間が5年以上(3点) ■ 従事期間が1年以上(1点)	5		
			同種・類似業務の実績 過去5年以内の同種・類似業務実績について、以下 のいずれかで評価する。 ■ 同種の業務実績が2例以上ある(5点) ■ 同種の業務実績が1例以上ある(3点) ■ 類似の業務実績がある(1点) (※同種・類似業務実績がない場合は0とする)	5		
専任性	手持ち業務量 手持ち業務と当該業務との重なり程度を、契約金 額500万円以上の手持ち業務件数で以下のいずれ かで評価する。 ■ 1件以下(5点) ■ 3件以下(3点) ■ 3件を超える(1点)	5				
配点小計(技術資料)					40	

(企画提案)

評価項目			評価基準	配点	評価点
実施方針・実施フロー・工程計画	業務内容の理解度		本市の現況把握と当該業務の目的、条件、内容の理解度	5	
	実施方針の的確性		課題の認識度と課題に対する取組方針や実施方針の妥当性	5	
	実施フロー、工程計画の的確性		作業スケジュールや策定プロセスなどの工程計画の妥当性	5	
評価テーマに対する企画提案	テーマ ①	的確性 独創性 実現性	本市の地域特性を的確に踏まえ、独創性、実現性のある提案	10	
	テーマ ②			10	
	テーマ ③			10	
ヒアリング	プレゼンテーション	資料作成能力	的確な文章表現、作図等の創意工夫、重点箇所の整理方法等	5	
		コミュニケーション能力	プレゼンテーションの分かりやすさと説得力、質疑に対する的確な応答	5	
		提案意欲	業務に対する取組意欲、熱意	5	
配点小計（企画提案）				60	
配点合計（技術資料＋企画提案）				100	

※ 採点基準は下記のとおりとする。（中庸の数字を配点することも可とする。）

①配点5点の項目の目安

優れている	妥当である	劣っている
5	3	1

②配点10点の項目の目安

優れている	やや優れている	妥当である	やや劣っている	劣っている
10	8	6	4	2